

平成 29 年 10 月 26 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役 執行役員社長
船越 秀明
(コード番号 6839 東証第一部)
問 合 せ 先 IR・広報室
TEL 072-870-4395

タックスヘイブン課税訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

当社は、大阪国税局長による当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断に基づく更正処分(対象期間:平成 20 年 3 月期から平成 22 年 3 月期)を不服として、東京地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成 28 年 9 月 28 日に当社の請求を棄却する第一審の判決がなされました。

これに対し、当社は東京高等裁判所へ控訴し争ってきましたが、本日、東京高等裁判所より、当社の請求を棄却する旨の判決を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の経緯

平成 25 年 1 月 17 日	当社が東京地方裁判所に提訴(第一審)
平成 28 年 9 月 28 日	第一審判決
平成 28 年 10 月 12 日	当社が東京高等裁判所に控訴
平成 29 年 10 月 26 日	控訴審判決

2. 判決の要旨

- (1)原告の請求をいずれも棄却する。
- (2)訴訟費用は原告の負担とする。

3. 今後の見通し

本判決において当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であります。本判決は前訴(最高裁確定済み)の影響を受けていると思われませんが、今後の対応について判決内容を精査の上検討いたします。

なお、本件追徴課税額(法人税、住民税及び事業税並びに附帯税を含め約 9 億円)につきましては、既に平成 24 年 3 月期決算において「過年度法人税等」として費用処理済みであり、当期(平成 30 年 3 月期)の業績に与える影響はありません。

以 上